

＜国民健康保険＞ 2010.7月議会

米子市の国民健康保険の会計は単年度でも赤字が出る状況ですが、今年度米子市の国保料は引き上げないことをきめられました。しかし国の施策にしたがって保険料上限額の引き上げがされ、これが高い国保料をさらに引き上げ、多くの世帯に少なくない影響を与え実質値上げとなっています。

国の国保財政安定化支援事業の交付金は、19年度、20年度は全く国保会計に繰り入れられて来ませんでしたが、21年度は93,256,000円算定額どおりに繰入されたと聞きました。日本共産党市議団はこれを強く要求して来ましたが、そして繰入られたこと、当然のことではありますが、求め続けた甲斐があったと、良かったと思います。

しかし、いよいよ深刻な収入減で、健康やいのちに係る保険料の支払いも困難で、国保加入世帯22,583の4軒に1軒5,503世帯が滞納となっています。しかしその大半が遅れながらも定期的に分納されていると聞いています。

国保は憲法25条に基づき全ての国民に健康にして文化的な生活を保証する社会保障の制度です。格差と貧困の広がる今、貧しい人ほど健康も損なっている実情があります。今国民健康保険料の引き下げ、減免制度の拡充が切実に求められます。

そのためには市が保険料引き下げの方針を持つこと、国庫負担を以前の58%に引き上げること、県にも助成を求めて続けることが不可欠です。市長の答弁を求めます。質問1

つぎに短期保険証の「留め置き」について伺います。滞納世帯の内納付の状況がよくない世帯には、短期保険証もつくり、納付の相談と分納があつてから保険証を打ち出して渡す「留め置き」という手段が取られています。

今年度の初め4月1日の処置でこの「留め置き」になった世帯が（ ）、3カ月経った6月30日には250世帯残って会います。

この「留め置き」は、世帯主の被保険者証の請求権を認める国民健康保険法9条2項に違反し、「保険者は世帯主に対して被保険者証又は被保険者資格証明書

のいずれかを交付しなければならない。」とする施行規則 6 条にも違反します。そして憲法 25 条が定めた生存権を侵すものです。

この「留め置き」、そして資格証の発行を直ちに中止することを求めます。市長お答え下さい。質問 2

次に申請減免の規則にある「就労困難」の削除を求めます。今働きたくても仕事そのものが減り、収入が 1/2、1/3 に激減している人が多数みられます。減免対象を病気や災害時に特定するこの文言の削除を求めます。払える保険料に、払っても生活出来る保険料に減免することが、生存権を保障することです。市長の答弁を求めます。質問 3

いま申請減免を受けている世帯が 3 4 世帯あると聞きました。この世帯は 44 条の医療費窓口負担の軽減措置の対象となります。国が窓口負担の重さから受診抑制が起こり、病気の重度化から死に繋がる事態となることを救うために行う措置です。制度を活用し市民のいのちと健康を守ってください。

この 44 条について市民への周知徹底を図ってください。特に申請減免の世帯には、制度の説明、手続きに必要なことなど記載された文書を渡し説明をして下さい。市長の答弁を求めます。質問 4